

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 人権施策推進課 長浜地域総合センター
委託業務番号	令和4年度 長地総第8号
委託業務名称	建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託(長浜地域総合センター他)
委託業務場所	長浜市西上坂町他
業務の概要	建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第2項及び第4項の規定に基づく建築物等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期点検を行うもの。 対象施設は、長浜地域総合センター、虎姫コミュニティセンター、木之本総合センター、旧木之本教育集会所及び姉川コミュニティ防災センターの5施設。
履行期間	令和4年8月18日 から 令和5年1月31日 まで
契約年月日	令和4年8月17日
契約額(税込)	1,320,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市殿町3番1号 [商号又は名称] 稲川建築設計事務所
契約相手方の選定理由	令和4年8月3・4日に電子入札による指名競争入札を実施したところ、3回までの入札を執行しても予定価格に達せず入札不調となったが、最低入札額で応札した上記業者から随意契約の意思を確認できたため、見積書を提出いただいたところ予定価格以下であったことから、契約相手方として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>